

ひがし保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人ときわ福祉会
所在地	大阪府貝塚市海塚581-1
電話番号	072(431)9006
代表者氏名	理事長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>まさと</small> 正人

(2) 施設の概要

施設の種類	保育所（特定教育・保育施設）
施設の名称	ひがし保育園
施設の所在地	大阪府貝塚市海塚581-1
連絡先	TEL 072(431)9006 FAX 072(447)5858
施設長氏名	園長 <small>いそかわ</small> 五十川 <small>まさとし</small> 正壽
開設年月日	平成20年4月1日
認可定員	120名（受け入れ可能数 144名）
事業所番号	5120105007477

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1941.8 m ²
	園庭	375.91 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階（地上2階）
	延べ	1042.10 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考	
保育室	6 室	ひよこ組（0歳児） こりす組（1歳児） こぐま組（2歳児） ひつじ組（3歳児）、 きりん組（4歳児） ぞう組（5歳児）	
調乳室	1 室	1F	
沐浴室	1 室	1F	
トイレ	5 室	園児用、職員用	
一時保育室	1 室	一時預かり保育事業（2F ホール）	
地域子育て支援室	1 室	園庭開放事業（2F ホール）	
調理室	1 室	1F	
会議室	1 室	2F	
相談室	1 室	1F 事務室横	
医務室	1 室	1F	
更衣室	2 室	2F	
休憩室	3 室	1F. 2F	
事務室	1 室	1F	

(5) 職員体制

(平成31年 4月1日現在)

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 名	1 名	—	
主任保育士	1 名	1 名	—	
保育士	22 名	21 名	1 名	
看護師	1 名	1 名	—	
事務員	1 名	1 名	—	
栄養士	1 名	1 名	—	業務委託先より派遣
調理員	4 名	1 名	3 名	業務委託先より派遣

※その他： 嘱託医、安全誘導員を配置しています。嘱託歯科医（市からの派遣）

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から 土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後19時00分
	保育短時間	午前 9時00分～午後17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 7時～ 9時 夕： 18時～19時
	保育短時間	朝： 時～ 時 夕： 17時～19時
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後19時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

○保育料金

貝塚市が決定通知でお知らせする金額です。貝塚市が指定する金融機関窓口で支払ください。＜①自動引き落とし ②自動振り替え ③納付書のいずれか＞

なお、「子ども・子育て支援法」の一部改正により、令和元年10月1日からは、保育所を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの保育料が無償化されますので、市町村への支払いは必要がなくなります。

ただし、保育園の給食の材料にかかる費用（副食費）につきましては、利用する保育園に直接お支払いいただくこととなります。

給食費に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
※2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,500円

※2号認定子どもとは、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもです。

○延長保育料金

- ・午後6時以降は延長保育となり、下記の料金が必要となります。
- ・短時間認定の方は、午後5時以降が延長保育料金の対象となります。

	一般家庭	非課税家庭	生活保護家庭
30分ごと	150円	100円	50円

※非課税家庭・生活保護家庭の料金減免を受けられる場合は、各証明書が必要です。

- ・利用金のお支払いは、月末に集計し、翌月始めに延長保育料徴収袋にて一括徴収させていただきます。延長保育料のお支払いは保育園となります。

○その他の料金

- ・絵本等の保育用品や行事等の料金を徴収させていただく場合は、雑費袋に金額を記入してお渡しいたします。

2. 提供する特定教育・保育の内容

(1) 提供する特定教育・保育の内容

- (1)「ひがし保育園」では、自由でのびのびと「遊ぶ」ことを基本に日々を精いっぱい楽しみながら、創造性と健全な心身の育成を目指します。
- (2)認められ、ほめられ、受けとめてもらえる経験を日々たくさん積み重ねることによって、ゆるぎない自己肯定感を獲得することを目指します。
- (3)個々の年齢や発達に応じた保育計画に基づき、発達年齢に応じたカリキュラムを策定し、子どもたち自身が多くの達成感を実感できる保育を行います。

「できた!」「やった!」「すごいね!」がたくさんある保育、「たのしいね」

「うれしいね」「ありがとう」がいっぱいの保育、それが当園の目指す保育です。

当園の保育の基本方針は次のとおりです。

<安心と安定した情緒と落ち着いた保育環境づくり>

- ① 心身の健康的な成長を保障する環境(保育)
- ② 安心と安全を保障し、育つ喜びを感じられる環境(保育)
- ③ 集団を活かした個の形成がなされる環境(保育)
- ④ 創造性と探求心を育む環境(保育)
- ⑤ いのちを尊び平和を愛する心を育む環境(保育)
- ⑥ あらゆる差別を認めず、許さない人を育てる環境(保育)
- ⑦ 総合的に理解され、楽しく成長できる環境(保育)

(2) 年間行事等

月	行事内容
4月	入園式、家庭訪問、クラス懇談会
5月	園外保育（遠足）、尿検査、幼稚園との交流会
6月	親子まつり、保育参観、試食会、歯科健診、
7月	七夕まつり、わくわく保育、プール開き、老人クラブ交流
8月	プール水泳（市営）、町内盆踊り
9月	内科健診
10月	運動会、総合避難訓練、市内合同運動会（5歳児）
11月	みかん狩り、交通安全指導、個人懇談会、合同クッキング
12月	もちつき会、クリスマス会、生活発表会、クラス懇談会
1月	お正月遊び、小学校との交流会
2月	節分会、内科健診、個人懇談会（5歳児）
3月	お別れ会、お別れ遠足、卒園式

平成31年度 年間行事予定表

月	全児対象行事	歳児別の行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式1日（月） ・家庭訪問（新入児） 1日（月）PM～ ・クラス懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス懇談会（16時より） ひよこ組 18日（木） こりす組 19日（金） こぐま組 22日（月） ひつじ組 23日（火） きりん組 24日（月） ぞう組 25日（火）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査9日（木） ・（予備）尿検査16日（木） 	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳 園外保育 10日（金） ・5歳 東幼稚園との交流会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・親子祭り 1日（土） ・保育参観、試食会 12日（水） ・歯科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳 半日保育士 ・3～5歳 歯磨き指導7日（金）

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕まつり 2日(火) ・プール開き 4日(木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳 わくわく保育 5日(金) ・5歳 老人クラブとの交流会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・4~5歳 プール水泳(市営)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・内科健診 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 12日(土) ・総合避難訓練(消防車出動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4~5歳 視力検査 ・5歳 貝塚市連合秋の集い 28日 ・5歳 東幼稚園との交流会 ・3歳 老人クラブとの交流会 ・3~5歳 いも掘り
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・3~5歳 みかん狩り 13(水) ・4~5歳 交通安全指導 ・0~4歳 個人懇談会 21日(木~) ・1~5歳 合同クッキング
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・もちつき会 6日(金) ・クリスマス会 10日(火) ・生活発表会 21日(土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳 クラス懇談会 2日(月) ・3~5歳 手洗い指導 5日(木)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・お正月遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳 小学校との交流会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分会 3日(月) ・内科健診 19(水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳 個人懇談会 17日(月)~ (小学校就学予定児の体験入学)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ会 6日(金) ・修了式 30日(金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3~5歳 お別れ遠足 3日(火)

※ 避難訓練(毎月第1水曜日) ※ 園庭開放(毎月第3水曜日)

※ 誕生会(毎月第4水曜日)

(3) <年間保健計画>

年/月	実施内容
4月	保育園での投薬について(保護者向け)
5月	尿検査(全園児)
6月	歯科健診(全園児) 歯磨き指導(3,4,5歳児)
7月	プール入水の健康管理について(保護者向け)

8月	手洗い指導(3,4,5歳児)
9月	内科健診(全園児)
10月	視力検査(4歳児)
11月	感染症注意喚起(保護者向け)
12月	感染症注意喚起(保護者向け)
1月	手洗い運動
2月	内科健診(全園児)(次年度新入園予定児)
3月	予防接種・感染症罹患状況確認

(4) デイリープログラム

保育園での一日の生活の流れ

0・1・2才児		3・4・5才児	
登園	Am 7:00	登園	基本保育
自由遊び		自由遊び	
登園	8:30	登園	
自由遊び		自由遊び	
おやつ 設定保育	9:30	おやつ 設定保育	
給食準備 給食	11:00	給食準備 給食	
自由遊び	11:30	自由遊び	
午睡準備	12:30	午睡準備	
午睡	P m 1:00	午睡	
おやつ 自由遊び 降園	3:00	おやつ 自由遊び 降園	
自由遊び	4:30	自由遊び	長時間保育
随時降園	6:00	随時降園	延長保育
	P m 7:00		

当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じます。

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得ます。

(1) 開園時間

月～土曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

(2) 保育の提供を行わない日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 年末年始(12月29日～1月3日)
ただし暦に応じて、一部変動する場合があります。
- ④ 天候や地震等の天災又は感染症の蔓延防止等の事由により、子どもの安全の確保ができないとき (臨時休園:よいこネット・電話等でお知らせします)

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じた献立を作成し、自園で調理した食事を提供します。

<業務委託型の給食提供です。 委託先業者: 和泉マルタマフーズ>

- ① 献立表は、毎月別途お知らせします。
- ② 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「アレルギー除去食意見書」等の書類が必要です。
- ③ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) 健康診断、健康管理について

① 健康診断

○定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しています。

園児健康診断	全園児	2回	
歯科健診	全園児	1回	
視力検査	4歳児	1回	
尿検査	全園児	1回	等

○健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定
- ・発熱時の対応
- ・「登園届」について
- ・園での与薬 など

詳細は、「入園のしおり」を参照してください。

(5) 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「**保育所における感染症対策ガイドライン**」の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・園での予防対策（衛生管理マニュアルに基づく）
- ・発生した場合（園内掲示、クラスだより、保健だより等で連絡します。）

(6) 緊急時（急病時等）における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

常勤の看護師が応急的に処置をして、囑託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

○緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	貝塚市消防署
所在地	貝塚市鳥羽122-1
電話番号	072-422-0119

【管轄する警察署】

警察署名	貝塚警察署
所在地	貝塚市海塚167
電話番号	072-431-1234

(7) 嘱託医

医療機関の名称	黒瀬クリニック
医 院 長 名	黒瀬 喜久雄
所 在 地	貝塚市中906-1 マンションコスモス 102
電 話 番 号	072-431-1112

- ・ 歯科健診については、貝塚市から派遣される嘱託歯科医が行います。

(8) 医療機関 (園が主に利用する病院等)

医療機関の 名称	市立貝塚病院	： 貝塚市堀 3-10-20	☎422-5865
	黒瀬クリニック	： 貝塚市中 906 コスモス 102	☎431-1112
	あさもと歯科	： 貝塚市半田 111-3	☎426-2653

(9) 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 五十川 正壽
消防計画届出日	貝塚市消防署 平成29年 8月 23日
避難訓練	毎月 1回 実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、避難梯子、滑り台

(10) 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の広域避難場所は次のとおりです。

指定避難場所	ひと・ふれあいセンター	422-7523
	ハート交流館	432-5959
	東小学校	422-0262

(11) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付

保険の種類	日本保育協会「保育園総合保険制度」
保険の内容	災害共済給付

(12) 保育サービス・業務の質の評価について

自己評価	実施方法： 保育士等の自己評価の実施（年 2回） ： 園全体の自己点検評価の実施（年 1回）
外部評価	実施方法： 福祉サービス第三者評価 実施回数： 未受審（平成31年度受審予定）

(13) 苦情相談窓口 【要望・苦情等への対応方法】

苦情受付担当者	中筋 真由美（主任） ・ 平松 豊（家庭支援）
苦情解決責任者	五十川 正壽（園長）
第三者委員	浅野 壽一 ・ 大島 薫

受付方法：当園では、上記のほかに玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

(14) 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

当園では、園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

○個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および「保育所保育指針」が示しているように、保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

○収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

○個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。

具体的な使用は次のとおりとします。

- 1 園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー、フック、くつ箱等）や個人で使用する物品（連絡帳・帽子等）には名前を記載します。
- 2 園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- 3 園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だよりやクラスだより等に、名前や行事の写真を掲載します。
- 4 児童票・調査票・健康調査票・就労証明書などの書類の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- 5 園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められましてもお知らせしません。
- 6 実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

○掲載する写真の個人情報の保護

- 1 事前に保護者から園児の写真掲載について確認を行います。
- 2 写真は集合写真や複数園児の写真を使い、写真から本人の名前や住所の特定が

できないようにします。

- 3 保護者から掲載を希望しないとの申し出があった場合には、原則使用しませんが、集合写真については、本人の顔の解像度を下げたものか、鮮明ではないもの（顔がわからないもの）を使う場合があります。
- 4 保護者から掲載されている写真の削除を求められた場合には、削除又は写真の交換を行います。
- 5 原則として本人の特定ができるような写真は掲載しませんが、掲載する場合は、事前に保護者の同意を得ます。

(14) 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(15) 当園におけるその他の留意事項

当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を修了するものとする。

- ①子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子ども区分に該当しなくなったとき。
- ②利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- ③市が登園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(16) 当園におけるその他の留意事項

- ①当園の敷地内はすべて禁煙です。
(改正健康増進法では、保育所は特定第1種施設としてとなっています)
- ②利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動や営利活動はご遠慮ください。

その他

- (1) この「重要事項説明書」は、平成30年4月1日から施行します。
- (2) 令和元年9月1日に見直し、一部追加及び改定しました。

同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

保育園名： ひがし保育園

所在地： 貝塚市海塚581-1

説明者 職名： 園長 氏名： 五十川 正壽

職名： 主任 氏名： 中筋 真由美

私は、書面に基づいて、ひがし保育園の利用にあたっての「重要事項」の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印(署名でも可)

児童から見た続柄：